

施設基準・入院基本料等のお知らせ〔当院は保険医療機関です〕

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

1. 入院基本料に関する事項

当病院では、1日当たり12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しております。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

2. 東北厚生局への届出事項

①当院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

基本診療料	特掲診療料
地域一般入院料3（15対1以上）	がん性疼痛緩和指導管理料
診療録管理体制加算3	ニコチン依存症管理料
医師事務作業補助体制加算1（75対1）	がん治療連携指導料
看護配置加算	薬剤管理指導料
看護補助加算1（30対1看護補助）	別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院
療養環境加算	在宅療養実績加算1
医療安全対策加算2	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料1
感染対策向上加算3	検体検査管理加算（I）
病棟薬剤業務実施加算1	ヘッドアップティルト試験
データ提出加算1	遠隔画像診断
入退院支援加算1	CT撮影及びMRI撮影
認知症ケア加算3	心大血管疾患リハビリテーション料（II）・（初期加算）
地域包括ケア入院医療管理料1	脳血管疾患等リハビリテーション料（II）・（初期加算）
医療DX推進体制整備加算5	運動器リハビリテーション料（II）・（初期加算）
	呼吸器リハビリテーション料（II）・（初期加算）
	外来・在宅ベースアップ評価料（I）
	入院ベースアップ評価料65

②当院は入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

3. 保険外負担に関する事項

当院では、健康保険適用外の負担項目、料金内容は以下のとおりです。以下の項目についてその利用回数等に
応じた実費の負担をお願いしています。なお、事前に内容のご説明を行い、ご了解をいただいた上でご請求いた
しております。

- ①各種文書料・・・別表参照
- ②健康診断にかかる料金・・・検査内容による
- ③各種予防接種・・・別表参照
- ④診察カード再発行・・・1枚110円
- ⑤長期入院料（入院日数が患者様の事情により180日を超え、厚生労働省が定める病状の基準を満たさない、社会的入院と判断される方）※消費税を含む金額です。
一般病棟入院基本料（15対1）・・・1,650円

4. 特定療養費に関する事項（個室料について）

当院の入院病棟には、特別の療養環境として認められた個室（特別室）が3室（218・220・221号室）
あります。入院時に個室（特別室）の使用を希望された場合は規定の入院料とは別に個室料をご請求いたします。
1日につき、218・220号室は3,850円、221号室は5,500円です。（3室とも消費税込、健康保険適用外）

5. 入院の付き添いについて

当院は厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保険医療機関です。したがって入院患者様の負
担による付添看護（ご家族の方を含む）は必要ありません。

6. 入院時の食事に係る負担について

- ①標準負担額（一般の方） 1食につき510円
- ②市町村民税非課税の世帯に属する方で減額の認定を受けられた方 1食につき240円
（過去1年間の入院日数が90日を超えている方 1食につき190円）
- ③上記②に該当する方のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方等 1食につき110円

上記②③に該当する方は、加入している医療保険の保険者（後期高齢者は居住地の市町村）の発行する減額認
定証を提出することにより減額を受けられます。